

親子交流支援事業のご利用について

親子交流は、子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的または継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだりして交流することです。たとえ両親が離婚しても、父母のどちらからも愛されていると実感できることによって深い安心感と自尊心が生まれ、子どもにとって健やかな成長につながります。

親子交流の取り決めをしても、具体的にどのように進めていけばよいかわからない場合や、相手と直接会うのが難しい場合などに、付き添い等の支援を行います。

費用は無料です。原則、月1回、1年間ご利用いただけます。利用には一定の要件があります。



1 支援対象者

○15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童のいる方

○子どもと同居されている親さんについては、県内に住所を有していること

- ・子どもと同居されていない親さんについては、必ずしも県内に住所を有することは要しませんが、本交流支援事業において、県内で行う面接や実際の交流に来ていただくことができる必要があります。

○子どもと同居されている親さん、同居されていない親さん双方が以下の条件を満たすこと

- ・親子交流に関する双方の取り決め（調停調書や審判書、公正証書等）があり、双方ともに親子交流援助の意思を持ち合意していること。

○子どもの連れ去り、配偶者暴力などのおそれがないこと。

○過去に本事業を利用していないこと。

2 受付窓口

岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター

☎ **058-268-2569**（月～土曜日9時から17時）祝祭日、年末年始を除く

3 費用等

親子交流の支援を受ける費用は**無料**です。

※事前相談や親子交流に要する交通費や親子交流にかかる費用など、実費相当については、ご自身で負担いただきます。

4 支援の流れ

① 申込み

親子交流支援申込書を、お子さんと同居されている親さん、同居されていない親さん双方から受理。申込書は、持参・郵送・メールいずれの方法でも受け付けます。

② 提出書類の確認

必要な書類が整っているのかを確認します。

③ 事前面接（※）

同居親・別居親それぞれの親さんごとに、面接により状況の聞き取りを行います。

④ 合意形成確認

親子交流のルールをご説明し、双方の合意形成を確認します。

⑤ 実施方法の調整

親子交流の日時や場所など、実施方法を調整します。

⑥ 当日の支援

連絡調整や受渡し、付き添いなど、当日までの支援を行います。

※③からは、委託先である「NPO 法人あゆみだした女性と子どもの会」が実施します。当センター職員が立ち会うこともあります。

5 必要な書類

●お子さんと同居されている親

①児童扶養手当を受給している場合

- ・親子交流に関する双方の取り決めが分かる書類（調停調書、審判書、公正証書等の写）
- ・児童扶養手当証書の写

②それ以外の場合

- ・親子交流に関する双方の取り決めが分かる書類（調停調書、審判書、公正証書等の写）
- ・対象となるお子さんと同居の事実が分かる書類（世帯全員の住民票の写等）

○お子さんと同居されていない親

①相手方の親が児童扶養手当を受給している場合

- ・親子交流に関する双方の取り決めが分かる書類（調停調書、審判書、公正証書等の写）

②それ以外の場合

- ・親子交流に関する双方の取り決めが分かる書類（調停調書、審判書、公正証書等の写）
- ・相手方の親と同居していない事実が分かる書類（世帯全員の住民票の写等）